

令和5年9月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年(令和5年)10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録がすでに完了しておりますので、お客さまがお取引にあたって当金庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

当金庫のインボイス制度への対応は以下のとおりとさせていただきます。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号等

- ・商号または名称：大阪シティ信用金庫
- ・登録番号：T 1 1 2 0 0 0 5 0 0 2 3 3 4
- ・本店または主たる事務所の所在地：大阪市中央区北浜2丁目5-4

2. お支払いいただく手数料について

- 窓口でお支払いの手数料(振込手数料・再発行手数料)および自動引落とし等の各種手数料(IB利用手数料、一括為替手数料など)をお支払いいただいた場合、お客さまのご要望に応じてインボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を、2023年10月1日のインボイス制度開始時から発行いたします。
- 「インボイス管理票」の発行は当金庫に口座をお持ちいただいているなど、既にお取引のあるお客さまに限ります。
- お取引のないお客さまにつきましては、お支払いいただいた手数料に基づき、インボイスの要件を満たした「領収書」または「インボイス管理票」を発行します。

3. ATM・両替機でお支払いいただく手数料について

ATM・両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機および自動サービス機により行われる商品の販売等(自動販売機特例)」に該当するため、インボイスの発行は行いませんので、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

4. 「インボイス管理票」の発行について

「インボイス管理票」をご希望のお客さまには、お届けの住所へ定期的に郵送させていただきますので、お取引の営業店までお申し付けください。

また、店頭での発行を希望される場合は、ご入用の都度、営業店窓口までお申し付けください。

以 上